第2076号

〇有害図書類の指定

○特定非営利活動法人の設立の認証申請

( 共同参画社会推進課)

特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 亘理山元まちおこし振興会

村

井

嘉

浩

ページ

の設立の認証の申請があったので、

平成二十一年七月二十一日

特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第十条第一項の規定により次の特定非営利活動法人

同条第二項の規定により告示する。

告

示

目

次

○県営土地改良事業の工事の完了 ○県営土地改良事業換地計画の縦覧 (二件)

〇保安林の指定の予定 (三件)

○道路の供用開始

宮

○障害者自立支援法に基づく自立支援医療を行う医療機関の指定 ○障害者自立支援法に基づく自立支援医療を行う医療機関の変更

選挙管理委員会

〇政治団体の解散届

(1)

○政治団体の収支報告書の要旨の公表 (平成十九年分)

 $\overline{\circ}$ 

Ξ

雑

誌

エキサイティングマックス!スペシャル

V o

㈱ぶんか社

九八八

○政治団体の収支報告書の要旨の公表 (平成二十年分)

○政治団体の届出事項の異動届

〇政治団体の届出

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告

○都市計画変更案の縦覧

〇保安林の指定の解除の予定 (二件)

○県営土地改良事業の換地計画に関する非農用地区域内に換地する土地の

(農村整備課) (農村振興課)

Ξ

定款に記載された目的

(障害福祉課)

二 主たる事務所の所在地

亘理郡山元町山寺字浜十五番地

代表者の氏名

同

同

(森林整備課)

同

四

( 道

路

課

(都市計画課)

五 兀

兀

申請のあった年月日

明・工夫・特許による人材の育成及び技術の開発にも力を入れる。 的とする。また、歴史・文化の継承と新しい技術の開発を目指し、

利用することにより町の活性化と地域振興・発展に寄与することを目

この法人は、山元町の人材と自然環境をいかす事業を行い、

平成二十一年七月九日

○宮城県告示第六百六十八号

青少年健全育成条例(昭和三十五年宮城県条例第十三号)第十八条第一項の規定により、次のもの

を青少年に有害な図書類として指定する

平成二十一年七月二十一日

(情報システム課)

(障害福祉課)

指定図書類

同

宮城県知事
村
井
嘉
浩

=	_	番号
雑	杂隹	種
誌	誌	類
エキサイティングマックス! 8月号	08577-8 無敵恋愛エスガール 8月号	図書類の名称
㈱ぶんか社	(株)ぶんか社	発行所

○資金管理団体の届出事項の異動届

○資金管理団体の届出

○宮城県告示第六百六十七号 告 示

行 城

宮 (総務部私学文書課) 宮城県仙台市青葉区 本町三丁目8番1号 電話 022(211)2267 (每週火,金曜日発行)

○政治団体の収支報告書の要旨の公表 (平成二十一年分)

Ξ Ξ Ξ

指定理由

ビス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

宮城県知事

村

井

嘉

浩

=

縦覧期間

平成二十一年七月二十二日から平成二十一年八月十九日まで

縦覧に供する書類の名称

換地計画書の写し

平成二十一年七月二十一日

障害者自立支援法 ( 平成十七年法律第百二十三号 ) 第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サー

図書類にあっては著しく性的感情を刺激し、及び甚だしく残忍性を有するため、青少年の健全な育

することができる。

平成二十一年七月二十一日

宮城県知事

村

井

嘉

浩

をすることができる。

また、

七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に異議申立て

同法第八十九条の二第四項で準用する同法第八十

業一本杉地区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定に

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十九条の二第一項の規定により県営土地改良事

より関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この換地計画について不服があるときは、

○宮城県告示第六百七十一号

石越北部

経営体育成基盤整備事業

成

一十一年五月八日

地

X

名

事業の名

称

工事完了年月日

宮城県知事

村

井

嘉

浩

起算して六か月以内に宮城県を被告として、仙台地方裁判所にこの決定に対する取消しの訴えを提起

第四項で準用する同法第八十七条第十項の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から

この異議申立てに対する決定に不服があるときは、

同法第八十九条の一

図書類の内容が、一から十四までの図書類にあっては著しく性的感情を刺激し、十五及び十六の

○宮城県告示第六百六十九号

成を阻害すると認められる。

-					
( 4				0 2 0 9 2 7 7	
	四	雑	誌	Young Love Comic aya	(株)宙出版
				7月号	
				1 8 8 1 5 · 0 7	
	五	雑	誌	恋愛白書パステル 8月号	㈱宙出版
				19625 - 08	
	六	雑	誌	恋愛チェリーピンク 7月号	㈱秋田書店
				1 7 7 4 4 7	
	七	雑	誌	MAGAZINE BE×BOY 7月号	リブレ出版㈱
				1 8 3 5 5 5 0 7	
	八	雑	誌	BE·BOY GOLD 8月号	リブレ出版㈱
				1 7 7 7 9 0 8	
	九	雑	誌	恋愛美人if 7月号	㈱セブン新社
				19615 07	
	+	雑	誌	ヤングアニマル No 13	(株)白泉社
TIX				2 8 3 0 2 7 7 1 0	
	+	雑	誌	恋June	㈱ジュネット
۸				1 8 1 6 2 0 6	
	<u>+</u>	雑	誌	エンジョイ・マックス 7月号	㈱笠倉出版社
				0 1 9 0 1 0 7	
/ ~	± =	雑	誌	サムライイーエルオー 8月号	インフォレスト㈱
				1 4 1 7 1 0 8	
<b>*</b> //	十四	雑	誌	劇画マッドマックス 8月号	㈱コアマガジン
7.				03369 - 08	
	+ 五	雑	誌	真・都市伝説 地獄画報	㈱竹書房
				22948 8 11	
	十 六	雑	誌	チャンピオンRED 8月号	㈱秋田書店
± H				1 6 1 2 7 · 8	
E					

五号) 第百十三条の二第三項の規定により公告する。

平成二十一年七月二十一日

県営土地改良事業に伴う工事を次のとおり完了したので、土地改良法 ( 昭和二十四年法律第百九十

○宮城県告示第六百七十号

〇四一五一〇〇九八

就労移行支援

パンジ ドジャ ドジャ

七平月成

日干

年

管工事会館六階 丁目五番二十二号 山台市青葉区本町1 まにあ ピッでひゅー サんだい1 サんだい1 ドグ・パン・フジャーンジ 事業

所

番号

所在地の名称及び

サービスの種類指定障害福祉

設置者名

指定年月日

換地計画書の写し 縦覧に供する書類の名称

Ξ 縦覧場所

○宮城県告示第六百七十二号 栗原市役所及び一迫総合支所

り関係書類を次のとおり縦覧に供する 業渡丸地区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定によ 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十九条の二第一項の規定により県営土地改良事

することができる。 七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に異議申立て 第四項で準用する同法第八十七条第十項の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から をすることができる。また、この異議申立てに対する決定に不服があるときは、同法第八十九条の二 起算して六か月以内に宮城県を被告として、仙台地方裁判所にこの決定に対する取消しの訴えを提起 なお、この換地計画について不服があるときは、同法第八十九条の二第四項で準用する同法第八十

平成二十一年七月二十一日

村 井 嘉

浩

宮城県知事

平成二十一年七月二十二日から平成二十一年八月十九日まで 縦覧期間

城

Ξ 縦覧場所

栗原市役所及び栗駒総合支所

○宮城県告示第六百七十三号

次の従前の土地を、非農用地区域内に換地する土地として指定した。 三条の二第一項の規定に基づき、県営土地改良事業円田二期地区において樹立する換地計画に関し、 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十九条の二第三項において準用する同法第五十

平成二十一年七月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

### 土地の表示

蔵王町	市町村名
小 村 崎	大字
った。	字
	地番
畑	地目
畑	用途
五 一 五	<b>地</b> 積 ㎡

=

指定の目的

(3)

同	同
同	同
同	同
四 -	=
同	同
同	同
三一八のうち二九一	五五五

○宮城県告示第六百七十四号

森林法 ( 昭和二十六年法律第二百四十九号 ) 第二十五条の二第二項の規定により、次のように保安

林の指定をする予定である。

平成二十一年七月二十一日

宮城県知事

村

井

嘉

浩

気仙沼市唐桑町高石浜七一

保安林予定森林の所在場所

指定の目的

潮害の防備

Ξ 指定施業要件

立木の伐採の方法

主伐は、択伐による。

主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整

備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

立木の伐採の限度

間伐に係るものは次のとおりとする。

2

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁 (農林水産部森林整備課) 及び気

仙沼市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○宮城県告示第六百七十五号

森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第二項の規定により、次のように保安

林の指定をする予定である。

平成二十一年七月二十一日

保安林予定森林の所在場所

気仙沼市赤岩牧沢一三八の二七

宮城県知事 嘉

村 井 浩 1

立木の伐採の方法

主伐は、択伐による

Ξ

指定施業要件 落石の危険の防止 指定の目的

保安林予定森林の所在場所

石巻市湊字大門崎山八の二から八の四まで、八の八

(4)

干害の防備

Ξ 指定施業要件

立木の伐採の方法

主伐に係る伐採種は定めなり

主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整

備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

間伐に係るものは次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

(≡)

次のとおりとする。

仙沼市役所に備え置いて縦覧に供する。) | 次のとおり| は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁 ( 農林水産部森林整備課 ) 及び気

林の指定をする予定である。

平成二十一年七月二十一日

○宮城県告示第六百七十六号

森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第二項の規定により、次のように保安

村 井 嘉

宮城県知事

浩

Ξ

○宮城県告示第六百七十九号

道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を

開始するので告示する。

主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整 部土木事務所登米地域事務所において一般の縦覧に供する その関係図面は、平成二十一年七月二十一日から三十日間宮城県庁 (土木部道路課)及び宮城県東

宮城県知事 村 井 嘉 浩

種道 路 道 類の 河南米山線 路 線 名 同市同町字桜岡鈴根五五番一地先まで登米市米山町字桜岡鈴根二六番一地先から 供 用 開 始 の  $\overline{\times}$ 間 平成二十一年 平成二十一年 供用開始年月日

巻市役所に備え置いて縦覧に供する。)

|次のとおり| は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁 (農林水産部森林整備課) 及び石

2

備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

次のとおりとする。 立木の伐採の限度

〇宮城県告示第六百七十七号

森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安

林の指定を解除する予定である。

平成二十一年七月二十一日

解除予定保安林の所在場所

宮城県知事

村

井

嘉

浩

牡鹿郡女川町飯子浜字夏浜七の一一

= 保安林として指定された目的

魚つき

Ξ 解除の理由

指定理由の消滅

○宮城県告示第六百七十八号

森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安

林の指定を解除する予定である。

平成二十一年七月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉

浩

解除予定保安林の所在場所

柴田郡柴田町大字富沢字猪倉二六の四四、二六の四五

保安林として指定された目的

干害の防備

解除の理由

指定理由の消滅

平成二十一年七月二十一日

(5)

同字田町西、

同字上野原北、

同字上野原南、

同字瓦焼場、同字西上野、同字上野原西、

同

城

都市計画を変更しようとする土地の区域

2 1

名称 迫川流域下水道

次のとおり公衆の縦覧に供する

第2076号 同法第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、当該都市計画変更の案を 規定により、若柳都市計画、築館都市計画、栗駒都市計画及び鶯沢都市計画を変更しようとするので: 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の

〇宮城県告示第六百八十号

ことができる。 なお、当該都市計画変更の案については、縦覧期間満了の日までに宮城県知事に意見書を提出する

平成二十一年七月二十一日

宮城県知事

村

井

嘉

浩

 $(\Box)$ 

都市計画の種類及び名称

種類 若柳都市計画、築館都市計画、栗駒都市計画及び鶯沢都市計画下水道

1 追加する部分

(-)排水区域に係る部分

登米市石越町北郷字小谷地、石越町南郷字舘前及び同字小谷地前の各一部

同字神南、 字大水門、同字新土川、同字土川及び同字上小路、栗駒中野字要害下、同字沼尻前、同字北畑 堀口、同字堀口堂の沢、同字堀口沖、栗駒岩ヶ崎字裏山、同字三島、同字名城前、同字神明: 同字八樟東原、同字沼崎淀、同字新原、同字新熊谷、同字新大谷地、同字八樟原、同字八樟新 同字北郷竹の内、同字花崎西、同字沼崎待江、同字沼崎南沖、同字高畑浦、同字沼崎北曽根・ 字花館、同字宿、築館字下宮野宮当、同字下宮野山畑、同字下宮野岡田、志波姫字北郷大門。 字木戸口、同字新住還下、同字神林、同字町沖、同字新町裏、同字神林前、同字町、金成小迫 字川南川原前、同字川南川原、同字川南子々松、同字川南道伝前、同字川南戸ノ西、金成沢辺 北中谷地、同字川北高谷、同字川北十文字、同字川北欠、同字川北中文字、同字川南上堤、同 字福岡原畑、同字福岡新原、同字福岡四ッ谷浦、同字川北荒町前、同字川北新中谷地、 同字大林境前、同字福岡小谷町浦、同字福岡谷地畑、同字福岡小谷町、同字福岡谷地畑浦、同 大林外袋、同字大林森子、同字大林千刈田、同字大林西千刈、同字大林要害、同字大林東千刈、 栗原市金成沢辺字住還下の全部並びに若柳字大林町裏、同字大林堰合、同字大林中済、 同字八樟貝の堀、同字南八樟、同字新沼崎、同字堀口藤清水、同字堀口堂の沢東、同字北 同字中江、同字下町裏、同字上町裏、同字円鏡寺後、同字松木田、同字茂庭町、同 同字川 同字

> 同字洞泉寺、同字中川久保、 日照、同字下久保、同字下久保前、同字辻前、同字八升、同字広面、 同字梨木平、同字日照、同字日向、同字遠堀、同字宿川原、同字下日照、同字中日照、同字上 新反田、同字下新反田、同字新反田、同字向原、同字坂下、同字新田、同字町田、 北沢、同字館浦、同字佐野、 東側、同字後原、鶯沢袋字川原前、同字宮林、 字愛宕下、 鶯沢北郷字田中、同字大畑、 同字稲荷前、栗駒稲屋敷字愛宕、 同字佐野前、同字原、同字柳沢、同字大竹、同字五輪原、同字上 同字中屋敷、同字堰根、同字半戸六及び同字小林の一部 同字上川久保、 同字新橋沖、同字荒町、同字北沢向、同字野山 同字大鳥西側、 同字持添、同字柳の上、鶯沢南郷字南沢、 同字牡丹、 同字館前、同字上館前、 同字大鳥西、 同字町田前、 同字大鳥 、同字

下水管渠及びその他施設に係る部分

2 廃止する部分

排水区域に係る部分

栗原市志波姫字堀口源光の全部並びに若柳字川南子々松、同字川南袋、同字川南町浦、 登米市石越町北郷字小谷地及び石越町南郷字西門沖の一部

川南戸ノ西、金成沢辺字前門、同字前門沢、同字館下、同字寺沢、同字館南、同字八幡山、 桐木沢、同字土川、同字神明、同字下町裏、栗駒里谷字峰沖、同字森前、栗駒中野字要害下、 同字堀口西風前、栗駒岩ヶ崎字中島、同字樋ノ口窪、同字成田、同字新土川、同字岩倉、同字 同字北堀口、同字堀口川原、同字堀口山の上、同字堀口大天馬、同字南堀口、同字堀口見渡、 崎、同字八樟吹付、同字八樟谷地、同字北郷古戸、同字新原、同字八樟宇南、同字堀口御駒堂 沼崎南沖、同字沼崎曽根、同字沼崎淀、同字沼崎高原、同字八樟原、同字八樟北、同字八樟道 郷荒町前、同字北郷十文字、同字荒町南、同字新橋本、同字北郷大門、同字北郷竹の内、同字 同字西小山、 館字留場桜町、同字留場桜、同字赤沢、同字留場遠の木、同字沢入、同字薬師台、同字館下、 前の各一部 同字沼尻前、 同字館沢、同字赤坂、同字照越松長根、志波姫字荒町北、同字北郷荒町、同字北 同字田町、同字愛宕下、同字稲荷前、 栗駒稲屋敷字大鳥西、同字笊屋敷及び後原

下水管渠及びその他施設に係る部分

 $(\Box)$ 

なし

Ξ 縦覧場所

宮城県庁 ( 土木部都市計画課 )、登米市役所 ( 下水道課 ) 及び栗原市役所 ( 下水道課 )

兀 縦覧期間

平成二十一年七月二十一日から平成二十一年八月四日まで

(6)

五

注意事項

意見書には、氏名及び住所 (法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地) を記載すること。

### 告

公

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、 次のとおり一般競争入札に付す

平成二十一年七月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

入札に付する事項

1 調達案件及び数量 宮城県新インター ネットシステム構築業務 一式

2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による

委託期間 平成二十一年十月一日から平成二十六年九月三十日まで

履行場所 宮城県行政庁舎 (仙台市青葉区本町三丁目八番一号) ほか

入札に参加する者に必要な資格に関する事項

公

報

を受けなければならない。 入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとし、本入札に係る一般競争入札参加資格の審査

地方自治法施行令 (昭和二十二年政令第十六号) 第百六十七条の四の規定に該当しない者であ

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者であること。

3 2以外の者で開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であるこ

4 をしていない者であること。 る廃止前の和議法 (大正十一年法律第七十二号) 第十二条第一項の規定による和議開始の申立て 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法 (平成十一年法律第二百二十五号) 附則第二条によ

5 なされなかった者とみなす。 の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てを の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始 項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第百七十四条第一項の再生計画認可

6 従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。) であること。ただし、同法に基づく 開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者 (同法附則第二条の規定によりなお 会社更生法 (平成十四年法律第百五十四号) 第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続

> は、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。 更生手続開始の決定を受けた者についてその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあって

を受けていない者であること 公告の日から開札の日までの間に宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置

入札に参加する単独企業、又は企業連合を構成する企業のうち少なくとも一者は、 入札参加資

格申請時点で次に掲げる事項に該当する者でなければならない

成されたインターネットシステムを構築した実績を有すること。 過去三年以内に、本調達と同規模程度のWeb、メール、DNS、プロキシサーバー等で構

を有すること。(複数年契約しているものにあっては、履行開始から一年以上経過しているも のを含む。 過去三年以内に、本調達と同規模程度の機器のリース及び保守契約を締結し、履行した実績

😑 マイクロソフト社とマイクロソフトパートナー契約を締結し、必要に応じてマイクロソフト 社の支援を受けられること

9 企業連合の構成員が他の企業連合の構成員として、又は単独により本入札に参加していないこ

10 れにも該当しない者であること。 宮城県入札契約暴力団等排除要綱(平成二十年十一月一日施行)別表各号に規定する次のいず

為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。 なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行

営に事実上参加していると認められるとき 第二条第六号に規定する暴力団員 (以下「暴力団員」という。) である場合又は暴力団員が経 又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理 による不当な行為の防止等に関する法律 (平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。) 事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。) が暴力団員 入札に参加しようとする者の役員等 ( 法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店

り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団 (以下 う。) の威力を利用するなどしていると認められるとき。 つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者(以下「暴力団関係者」とい 「暴力団」という。)、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図

 $(\equiv)$ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者 ( 以

報

又は関与していると認められるとき。等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、下「暴力団等」という。) 又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人

- していると認められるとき。 四年の役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有い 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有
- 三 物品調達等に係る競争入札参加資格申請場所及び提出期限

成二十一年八月十八日(火)正午までに提出すること。八〇-八五七〇(宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号(電話〇二二-二一一-三三三五)へ平達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班(〒九宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調

## 四 入札書の提出場所等

〒九八〇 - 八五七〇(宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号)

宮城県企画部情報システム課ネットワーク管理班(担当)佐藤(司)電話〇二二‐二一‐二

### 四七王)

入札説明書の交付期限

2

宮

平成二十一年八月十八日(火)正午まで

3 一般競争入札参加資格審查

一年八月十八日(火)正午までに提出すること。入札に参加を希望する者は、入札説明書に定めるところにより必要書類を1の場所へ平成二十

## \* 入札書の提出期限

- □ 日時 平成二十一年八月二十八日 (金)午後五時まで
- する場合は、5の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。□「郵送による場合は、○○の日時までに簡易書留郵便にて到達すること。ただし、入札書を持参
- 開札の日時及び場所

5

- ♡ 日時 平成二十一年八月三十一日 (月)午後二時
- □ 場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県庁行政庁舎六階企画部会議室

(7)

五

入札に参加することができない者

- 二に定める資格を有しない者
- 当該調達案件に係る入札説明書及び仕様書の原本の交付を受けない者

### ハーその他

2

- 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- 入札保証金及び契約保証金(財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条、第九十
- 八条、第百十三条及び第百十四条の規定による。
- )。 Louis Maria Maria
- められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。
- わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。するので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問額を加えた金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)と入札金額の記載方法(契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する
- を落札者とする。 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者
- 最低価格の入札者以外の者を落札者とすることの有無
- 契約書作成の要否 要
- は、契約書の定めにより契約を解除する。 うものであって、この入札に係る調達案件について翌年度以降の歳出予算が不成立となったときうものであって、この入札に係る調達案件について翌年度以降の歳出予算が不成立となったときるに基づき条例で定めた長期継続契約対象業務として複数年度にわたる履行期間の契約締結を行8 この入札に係る調達案件は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)及び地方自治法施行
- 9 申請書等の作成に関する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

詳細は入札説明書による。

#### 根要

七 \_\_\_\_10

### Summary

- 1 Item(s)/Service(s) Required: Miyagi Prefecture new Internet systems construction business-
- 1 set
- Contract Period: October 1, 2009 to September 30, 2014
- Place of Delivery: Miyagi Prefectural Government Office and other locations

ω

Deadline for Bid Submission: August 28, 2009, 5 p.m.

5

Place and Time of Bid Selection: August 31, 2009, 2 p.m., Miyagi Prefectural Office building, 6th Floor, Policy Planning Department Meeting Room

6 System Division, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi, Japan Tel.: 022-211-2475 Contact Person: Tsukasa Sato (Contact Person), Network Management Section, Information

のうち精神通院医療を行う医療機関として次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定に ○障害者自立支援法 (平成十七年法律第百二十三号) 第五十四条第二項の規定により、 より公告する。 自立支援医療

平成二十一年七月二十一日

村 井 嘉

宮城県知事 浩

平成二十一年七月一日	亘理郡山元町坂元字町五十六	森薬局
平成二十一年七月一日	気仙沼市長磯牧通九十八 一	はしかみ調剤薬局
指定年月日	所在地	名称

関から次のとおり変更した旨届出があったので、同法第六十九条第二号の規定により公告する。 ○障害者自立支援法 (平成十七年法律第百二十三号) 第六十四条の規定により、 指定自立支援医療機

平成二十一年七月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

変更後	変更前	
正阵記者等层	<b>代畏周刑察司</b>	名称
岩沼市たけくま二丁目四 - 九	岩沼市武隈三百五十四	所在地

# 選挙管理委員会

○宮選管告示第九十六号

政治資金規正法 (昭和二十三年法律第百九十四号) 第六条第一項の規定により、次のとおり政治団

体の届出があった。

平成二十一年七月二十一

日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐 藤 健

(その他の政治団体)

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称 代表者氏名 氏会計責任者 主たる事務所の所在地 届出年月日

えんどう宏昭後援会 遠 藤 宏昭 遠 藤 福子 石巻市丸井戸三 - 二〇 - 二二 平成二十一年

村上よしあき後援会 鴇田 出 杉船 誠 多賀城市下馬四 - 一 - 三一 平成二十一年

氏家次男後援会 八乙女 守 菅原 敏郎 栗原市若柳字川南南大通一九 - 一 平成二十一年

小林睦明後援会 岩佐 敏広 細川三紀夫 岩沼市たけくま三 - 六 - 二二 平成二十一年

安部公人後援会 金田 正秀 大友 正志 仙台市若林区穀町三 - 三 平成二十一年

る会 奥山えみ子を応援す 奥山恵美子 奥山 利雄 仙台市青葉区堤通雨宮町三 - 一六 平成二十一日

きくちけん後援会 木村 邦夫 菊地 芳勝 石巻市南中里一 - 九 - 一五 平成二十一年

仙台みどりと風の会 奥山恵美子 奥山 利雄 仙台市青葉区堤通雨宮町三 - 一六 平成二十一日

えんだ敬一後援会 長谷部俊治 中里 亜土 仙台市青葉区一番町一 - 一二 - 八 , 六月二十二日 平成二十一年

大日本眞正會 伊藤 進 赤間 昌弘 塩竈市新浜町一 - 一五 - 七

六月二十二日 平成二十一年

法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体 内海 健 熊谷 裕輔 仙台市泉区七北田字新道二九 - 二 文月二十二日 平成二十一年

藤心会

 $(\Box)$ 

城県本部 幸福実現党宮 名 政治団体の 称 氏代 表者 名の 敬一 中里 氏 会計責任者の 名 亜土 町一-一二-八仙台市青葉区一番 所 在 地 衆議院議員 公職の種類

平成二十一日

届出年月日

○宮選管告示第九十七号

体の届出事項を異動した旨届出があった。 政治資金規正法 ( 昭和二十三年法律第百九十四号 ) 第七条第一項の規定により、次のとおり政治団

平成二十一年七月二十一日

宮城県選挙管理委員会

(9	)	平	成21	年	7月	21 E	1	火曜	昌日			宮		城	県	1	公	幸	<b>B</b>							)76	号
	同	盟柴田支部	宮城県商工政台連	同	盟大河原支部	宫成晨商厂设台重	計力化	舌力山台	会権別がこてご復掛	母気いつ人こ复髪	活力仙台	会配言を育てる	可形画司を育しる	同	岡部恒司後援会	援会	<b>新</b> 古政治 逗盟	务上收台重盘 宫城県社会保険労	五野井敏夫後援会	相沢孝弘後援会	平明としま後接会	アカニノうを受え	大反三男を国じ会の会	接会でする	土井喜美夫石巻後	政治団体の名称	(その他の政治団体)
	同	;	大召	同	福	高春向	官原	营	E H	長力	菅 原	百	司 泥	同	伊 藤	鈴木		長 瀬	阿 部	紺 野	石均		Ř <del>S</del>			代表	<b>体</b> )
		j	邦		ì Ē	尚 致	<b>补</b>	谷电	博	<b>事</b> 乙	裕典	恒	直		祐 之	鈴木喜美男		里志	新 平	教 悦	E J	€ - E &	— 住 仮	<u> </u>	鈴木喜美男	代表者氏名	
	会計責任者	ā	弋 表	会計責任者	ā	弋 麦	Ē	司	所がある。所名では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般		代表	Ē	3	所 の 所 在 事 務	代表	名		同	同	同	년 코		会计复生生	司 所 の 所 在 地	主たる事物	異動事項	
	有 大槻		者 大 召	在 佐藤	Ē	当 高 喬	四分侧	Щ Д			者菅原	木仙			者伊藤	称 後土		長瀬	阿 部	紺野	者 石 均					垻	
	松喜		邦彦	征 治	Ìì	高 当 致	3分代名 - 八 - 一	可卜与美区国	3分代名 一十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二		<sup>宗</sup> 裕典	木二 - 四 - 一六	可力与表で白	木二 - 四 - 一六仙台市青葉区柏	祐之	後援会 生井喜美夫連合		里志	新平	教悦	E J		大反 三男 医敷六六 - 二八	屋敷六六-二八	含市門脇字浦	新	委員
	渡邊	- Ā	大規	佐藤	京	新来					安曇	平化町台		平仙町台	早 坂	後土援井		阿部	<b>佐</b> 藤	佐々木	石当	_ _ / 堂 ;	小 - 石 也 六	- 7	石巻		長
	正信	1	俗喜	巌	7	青	央一- 一	力与をし	央一 - 一 9 - 一		祥 二	平町九 - 八下子	り上手をフ	平町九 - 八仙台市青葉区子	博	後援会 土井喜美夫石巻		徳 幸	彰 男	木	弦	領 オ	10 利と ・ 六 - 五 ・ 万 - 五 ・ デーー カン・ カン・ カン・ カン・ カン・ カン・ アー・ カン・ カン・ アー・ アー・ カン・ アー・ アー・ アー・ アー・ アー・ アー・ アー・ アー・ アー・ アー	5 六· 1 元· 5 元	中丸井戸	旧	佐
	亚	3	亚	亚	7	<u>r</u>					亚				亚			亚	亚	亚	ū	<u> </u>				_	藤
,	成二十	六	· 过 十 <i>7</i>	成一六十	六	<u>遠</u> 十	<u>-</u> 六	<u>遠</u> 上	六十	<u>\$</u> - 7	成二十	六十	戈 _ - -	成二 六十	成二 六十	点 六十		平成二十一年	平成二十一年	平成二十一年	<u>5</u>	<u> </u>		<u> </u>	<u>遠</u> 二 十	異動届出	健
- - - - -	平成二十一年	六月十九日	- 軍 - - -	平成二十一年	六月十八日	Ŧ	六月十七日	Į.	六月十七日	- F  - - -	平成二十一年	六月十二日	Ę	平成二十一年	平成二十一年	平成二十一日	デ 月 月 日	大一 月年 人 日	六一 月年 八 日	六 月年 八 日	平瓦二十一年 六月四日		平成二十一年 六月二日	P	年	異動届出年月日	_
作 注 注	左泰司参爱会	及川清孝を育てる会	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	伊藤一男励ます会	千葉清昭後援会	すずき佳明後援会	太齋俊夫後援会	太田研光後援会	政治団体の名称	(その他の政治団体)			平成二十一年	団体が解散した旨届出があった。	政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十七条第一項の規定により、(『注注記書 フェア・アー	○宮選等寺示第九十八号──話会	みやぎ政経交流懇	同	連盟等調整後的		同	盟南三陸支部宮城県商工政治連	盟国城県商工政治連	同		仙台市薬剤師連盟	同
	•	会	後 援						<sub>1</sub> ህ	団(体)			一年七月二十一日	こ 届出が	(昭和	+	中山	同	豐		同	須 藤	天野	同		北 村	同
<u> </u>	南方	及川	若山	池田	佐藤	大槻	千葉	石田	代表				十 日	. あっした。	_ + =		耕一		Ė	1 4 -		須藤弥代治	忠正			哲治	
, i	南也美聿夫	旭	憲彦	金吾	佐藤正志郎	正 敏	正明	末治	代表者の氏名						平法 律 第		名	会計責任者	什老	5 / - (	所主 の 所 主 たる 事 務	同	代 表	会計責任者		代表	所主 の所る 在事 地務
<u>3</u>	平 3	平成	平 成	平成	平成	平成	平 成	平成							百九十		称					_	者			者	
4	_ :  - 	<u>_</u> + 	<u>-</u> + -	<u>_</u> +	<u>_</u> +	<u>_</u> +	二十年	二十年	解散			宮			四号) 🌣	悲話会	みやぎ	稲葉			志本 津吉 川郡	須藤弥代治	天野	小泉		北村	五字柴二本田-船郡
-	平戏二十手十二月三十一日3755	平成二十一年六月十二日	平成二十一年三月三十一日	平成二十一年六月八日	平成二十一年四月二十九日	平成二十一年四月一日	平成二十年十二月十五日	平成二十年十二月三十一日	解散年月日		委員	宮城県選挙管理委員会			<b>弗十七条</b>		みやぎ政経交流	泰三	Ė –	- ;	志津川字本浜町本吉郡南三陸町	治	忠正	運治		哲治	五二 - 一七字本船迫字沢田
=  - 	_ - : ∃	<u>-</u> 日	干日	Ħ	十九日	日	五日	干日			長	管理委			第一項		耕一会	亀 井	上家			熊谷	菅原	佐藤		佐藤	
<u> </u>	平 : 龙 :	平 成 -	平成二	平成二	平成二	平成二	平成二	平成二	解散		佐藤	員会			の規定によ		会	啓	E	,	志津川字五日町本吉郡南三陸町	吉治	慶志	勝彦		晴壽	〇-一名生字旭川一〇 柴田郡柴田町下
- -	F :	十一年	十一年	十一年二	十一年上	十一年二	十一年上	十一年上	解散届出年月日		健					<u>.</u>	平成	平成	<u>~</u> 点			平成	平成	平成		平成	
- - - - -	平成二十一年六月十二日	平成二十一年六月十二日	平成二十一年六月十日	平成二十一年六月八日	平成二十一年六月四日	平成二十一年六月三日	平成二十一年六月二日	平成二十一年六月一日	日		_				次のとおり政治	六月二十六日	十二年	平成二十二年	平成二十二十五日 六月二十五日	- - - - - - - - - - -	平成二十一年	平成二十一年	平成二十一年	平成二十一年	八月二十三日	平成二十一年	平成二十一年

第2076号	平成21年7月21	日 火曜日	宮	城	<b></b>	公	報			(10)
イ 本年収入額 ② 支出総額	政治団体の名称 高泉雅楽後援 報告年月日 平成21年6月16日 1 収入・支出の総額 (1) 収入総額 ア 前年繰越額	(12)	7	듓	報告年月日 半成21年6月1 収入・支出の総額	1/0	(その他の政治団体)	平成二十一年七月二十一日	リ公表する。 リ公表する。	の でである できない とう できない はい かいま とう できない はい かいま かいま はいま はいま はいま はいま はいま はいま はいま はいま はいま は
	高泉雅楽後援会 221年 6月16日 総額				6月9日	政党・新風宮城	政治	日	提出があったの二十三年法律第	亀山 昌昭 文之
		(借入残高) 1,282,947円				県本部	表 員 民政治団体の収支報告書の要旨	宮城県選挙管理委員会	公表する。十九年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十七条第一項の規定により、室選管告示第九十九号	平成二十一年六月十七日平成二十一年六月十五日
0 11	。   		0 0				佐爾	E S	り公表する。成十九年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとお成十九年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、政治団体から平政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十七条第一項の規定により、政治団体から平〇宮選管告示第九十九号	平成二十一年六月十七日平成二十一年六月十五日
女 総	#  4  -\ \	政治団体の名称 伊藤一男励ます会 報告年月日 平成21年2月18日 1 収入・支出の総額	(借入先) (借入残高) 亀山昌昭 1,282,947円	発 を	イ 本年収入額(②) 古出総額	(1) 収入総額ア 前年繰越額	報告年月日 平成21年6月9日 1 収入・支出の総額	吸河四体の収入物戸書の安司(その他の政治団体) 政治団体の名称 維新政党・新風宮城県本部	平成二十一年七月二十一日	り公表する。 成二十年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとお成二十年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、政治団体から平政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十七条第一項の規定により、政治団体から平)宮選管告示第百号
0 H			高) 7 円			2,500 円		曹の安日	帮护业)明心	宗第一項の規定により、その要旨を次のとお丁七条第一項の規定により、政治団体から平

(11)	平成	213	年 7	月2	21 🗏	؛ ا	火曜	日		宮	'	城		県		公		報								第2	2076	号	
政治団体の名称 佐藤司後援会報告年月日 平成21年6月12日		イ 本年収入額	ア 前年繰越額	(1) 以入総額	1 収入・支出の総額	報告年月日 平成21年6月15日	政治団体の名称 川原美治後援会	파	(4) 調査研究費	(ア) 組織活動費	イ 政治活動費	(ア) 備品・消耗品費	ア 経常経費	② 支出の内訳	마		ア 個人の負担する党費又は会費	(1) 収入の内訳	2 収入・支出の内訳	(2) 支出総額	イ 本年収入額	ア 前年繰越額	(1) 以入総額	1 収入・支出の総額	報告年月日 平成21年6月1日	政治団体の名称 太田研光後援会	(2) 支出総額	イ 本年収入額	ア 前年繰越額
	0 田	0 田	2,097 円	2,097 円				29,626 円	10,000 円	10,000 円	20,000 円	9,626 円	9,626 円		26,000 円	26 人	26,000 円			29,626 円	26,000 円	3,626 円	29,626 円				0 田	0 田	0 田
(2) 支出の内訳 ア 政治活動費	<b>卟</b> ""	(1) 収入の内訳	2 収入・支出の内訳	② 支出総額	イ 本年収入額	ア 前年繰越額	(1) 以入総額	1 収入・支出の総額	報告年月日 平成21年6月2日	政治団体の名称 太齋俊夫後援会	② 支出総額	イ 本年収入額	ア 前年繰越額	(1) 以入総育	1 収入・支出の総額	報告年月日 平成21年6月16日	政治団体の名称 高泉雅楽後援会	② 支出総額	イ 本年収入額	ア 前年繰越額	(1) 以入総育	1 収入・支出の総額	報告年月日 平成21年6月3日	政治団体の名称 すずき佳明後援会	② 支出総額	イ 本年収入額	ア 前年繰越額	(1) 以入総育	1 収入・支出の総額
58,000 円	0 H			58,000 円	0 🖪	58,000 円	58,000 円				E 0	0 🖪	0 🖪	0 田				0 3	0 🖪	0 🖪					0	0 🖪	0 🖪	E 0	

第2076号	平成2′	年 7	月2	1日	ý	く曜	日	宮	•	城		県		公		報										(	(12)
(1) 以入総額 1,282,947 H 2,500 F 7 前年繰越額 2,500 F イ 本年収入額 1,280,447 F	年月日 半成21年6月17日 収入・支出の総額 - No.2017 No.2019 117 No.2019 N	1/0	(その他の政治団体)	政治団体の収支報告書の要旨	委員長 佐 藤 健 一	宮城県選挙管理委員会	平成二十一年七月二十一日	おり公表する。	成二十一年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のと	政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十七条第一項の規定により、政治団体から平	○宮選管告示第百一号	(2) 支出総額 0 F	イ 本年収入額 0 F	ア 前年繰越額 7,051 F	(1) 以入総額 7,051 F	1 収入・支出の総額	報告年月日 平成21年6月10日	政治団体の名称(桃生町土井喜美夫後援会)	(2) 支出総額 0 F	イ 本年収入額 0 F	ア 前年繰越額 0 F	(1) 以入総育 0 F	1 収入・支出の総額	報告年月日 平成21年6月4日	政治団体の名称 千葉清昭後援会	合 計 58,000 F	(7) 組織活動費 58,000 F
									次のと	から平		ⅎ	<b>3</b>	<b>3</b>	<b>I</b>				ⅎ	ⅎ	ⅎ	ⅎ				ⅎ	迅
イ 本年収入額 ② 支出総額 政治団体の名称 川原美治後援会	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	1 収入・支出の総額	報告年月日 平成21年6月12日	政治団体の名称 及川清孝を育てる会	(2) 支出総額	イ 本年収入額	ア 前年繰越額	(1) 以入総額	1 収入・支出の総額	報告年月日 平成21年6月8日	政治団体の名称 伊藤一男励ます会	<b>마</b>	(ア) その他の経費	ア 政治活動費	② 支出の内訳	小計	亀山 昌昭	(寄附者の氏名)	ア 個人からの寄附	[ 寄附の内訳]	파	a 個人からの寄附	(7) 客附(内訊別掲)	ア 寄 附	(1) 収入の内訳	2 収入・支出の内訳	(2) 支出総額
																	_	()									
																1,280,447 円	1,280,447 円	額)									
												1,2	1,2	1,2			石巻市	(住			1,5	1,:	1,2	1,2			1,
0 0 H I					0	о Ш	o 田	0 II				1,282,947 円	1,282,947 円	1,282,947 円				所)			,280,447 円	1,280,447 円	1,280,447 円	1,280,447 円			1,282,947 円

(13)	平成21	年 7	月21日	∃ :	火曜	日		宮	•	城		県		公		報								第2	2076	号	
1 収入・支出の総額(1) 収入総額	政治団体の名称 千葉清昭後援会報告年月日 平成21年6月4日	② 支出総額	ア 前年繰越額イ 本年収入額	(1) 収入総額	1 収入・支出の総額	報告年月日 平成21年6月16日	政治団体の名称 高泉雅楽後援会	② 支出総額	イ 本年収入額	アー前年繰越額	(1) 収入総額	1 収入・支出の総額	報告年月日 平成21年6月3日	政治団体の名称 すずき佳明後援会	마 뿌	(ア) 備品・消耗品費	ア 経常経費	② 支出の内訳	마	(1) 収入の内訳	2 収入・支出の内訳	② 支出総額	イ 本年収入額	ア 前年繰越額	(1) 収入総額	1 収入・支出の総額	報告年月日 平成21年6月15日
0 H		0 田	0 0	0 1				0 田	0 田	0 迅					2,097 円	2,097 円	2,097 円		0 田			2,097 円	0 田	2,097 円	2,097 円		
政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十九条第三項の規定により、次のとおり資金(阿莉達 1999) 第十九条第三項の規定により、次のとおり資金(阿莉達 1999) 第十九条第三項の規定により、次のとおり資金(阿莉達 1999) 1	) 宮選管告示第日三号 する会 雨宮町三 - 一六 奥山恵美子 仙台市長 奥山えみ子を応援 仙台市青葉区堤通	石巻市議会議員 会会 どう宏昭後援	名   公職の種類   名   ないでは、   名   公職の種類   名   名   日本の   日本の	の政治団体)	委員長	宮城県選挙管理委員会	平成二十一年七月二十一日	管理団体の届出があった。	政治資金規正法 (昭和二十三年法律第百九十四号) 第十九条第二項の規定により、次のとおり資金	○宮選管告示第百二号	마	(ア) 事務所費	ア 経常経費	② 支出の内訳	中	(1) 収入の内部	2 収入・支出の内訳	(2) 支出総額	イ 本年収入額	ア 前年繰越額	(1) 収入総額	1 収入・支出の総額	報告年月日 平成21年6月10日	政治団体の名称(桃生町土井喜美夫後援会)	(2) 支出総額	イ 本年収入額	ア 前年繰越額
頃の規定により、次のとおり資金	奥山恵美子 平成二十一年		氏代表 まるの		佐藤健	<b>室員会</b>			頃の規定により、次のとおり資金		7,051 円	7,051 円	7,051 円		0 田			7,051 円	0 田	7,051 円	7,051 円				0 田	0 田	0 田

第2076号	平成21年7月21日	火曜日	宮	城	県	公	報						(14)
								みやぎ政経交流懇話 中山 井会	岡部恒司を育てる会 岡部 垣	資金管理団体の名称 代表者氏名	(その他の政治団体)		平成二十一年七月二十一日管理団体の届出事項を異動した旨届出があった。
								耕 一 名	恒司 主たる事務	氏名 異動事項			口に旨届出があった
								称 みやぎ政経交流	地 木二 - 四 - 一六格 仙台市青葉区柏	<b>斯</b>	委員	宮城県選挙管理委員会	ΙĊ
								耕 一 会	平町九 - 八仙台市青葉区子	旧	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
								平成 六月二十一 十六日	平成二十一年 六月十二日	異動届出年月日	<b></b>		